



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年6月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年5月24日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人麦っ子広場
- 3 代表者の氏名
井上 和之
- 4 主たる事務所の所在地
長野市鶴賀215-11
- 5 定款に記載された目的
この法人は、障害者及び障害者を持つ家族に対して自立支援に関する事業を行い、福祉の町づくり、ネットワークづくりに寄与することを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成24年6月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成24年6月11日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人八ヶ岳森林文化の会
- 3 代表者の氏名
定成 寛司
- 4 主たる事務所の所在地
茅野市玉川3480番地
- 5 定款に記載された目的

この法人は、八ヶ岳地域の森林が有する多くの有益な機能と、森林文化をより多くの人々が享受し私達の生活を豊かにしていく為に、森林をより深く理解し伝える活動ならびにその公益的機能の回復、森林資源を有効に利用する活動を通して、美しい生き生きとした森林を楽しみ、護り末永く伝えてゆくことを目的とする。

県民協働・NPO課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年6月18日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
カタクラモール
松本市中央4-9-43
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
片倉工業株式会社
東京都中央区明石町6-4
- 3 変更事項
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻
(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前9時 (年間100日間、午前8時)	午後11時
株式会社東京デリカほか 21店	午前9時 (年間10日間、午前8時)	

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻
イオンリテール株式会社	午前7時	変更なし
株式会社東京デリカほか 21店	変更なし	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分～午後11時30分 (年間100日間、午前7時30分～)	午前6時30分～午後11時30分

(3) 荷捌を行うことができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前6時～午後9時	午前6時～午後9時
2		午前5時～午後9時

4 変更年月日

3 (1)、(2)の変更 平成24年6月1日

3 (3)の変更 平成24年6月15日

5 届出年月日

平成24年5月29日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

7 縦覧の期間

平成24年6月18日から平成24年10月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県松本地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年6月18日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

池田ショッピングセンター

北安曇郡池田町大字会染6442-9 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬1-5-1

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	補足
マックスバリュ長野株式会社	24時間		マックスバリュ部分
	午前9時	午前0時	メガマート部分
有限会社佐野商店			

(変更後)

小売業者名	開店時刻	閉店時刻	補足
マックスバリュ長野株式会社	24時間		—
有限会社佐野商店	午前9時	午前0時	

4 変更年月日

平成24年6月1日

5 届出年月日

平成24年6月5日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工労働部経営支援課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課

7 縦覧の期間

平成24年6月18日から平成24年10月18日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県北安曇地方事務所商工観光建築課

経営支援課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年6月18日

長野県北信地方事務所長 柳 澤 直 樹

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品及び数量

電話交換機 一式

(2) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 借入期間

平成24年11月1日から平成32年10月31日まで(地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3に規定する長期継続契約)

(4) 借入場所

中野市大字壁田955

長野県北信合同庁舎

(5) 入札方法

1月当たりの賃借料について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者である

か免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 長野県内に本店又は支店若しくは営業所を有する者であること。
- (6) 障害、故障等に終日対応できる体制が整備されている者であ

ること。

- (7) 過去2年間に、長野県内において同種の契約を1年以上にわたって誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

中野市大字壁田955
長野県北信地方事務所 地域政策課
電話 0269 (23) 0200

4 入札手続等

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年7月5日(木) 午前10時
イ 場所 長野県北信合同庁舎 202・203号会議室

- (3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

- (4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成24年6月28日(木)午後5時までに上記3の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

- (5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (8) 契約書作成の要否

必要とします。

- (9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

5 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県北信地方事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

- (2) 詳細は、入札説明書によります。

財産活用課

公告

東御市所沢川水系土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年6月18日

長野県上小地方事務所長 藤森 靖夫

理事

新任

氏名	住所
田丸 基 廣	東御市八重原2107番地
塩川 壽 友	東御市新張674番地 2
小林 一 三	東御市新張1113番地 1
小林 正 廣	東御市新張716番地 4
小河原 實	東御市滋野乙3979番地 1
小林 房 夫	東御市滋野乙3103番地
土屋 一	東御市滋野乙668番地
斉藤 齊	東御市祢津1279番地
船田 幸 則	東御市祢津2842番地
土屋 熊 之	東御市鞍掛658番地
小林 伴 幸	東御市新屋46番地 1
荻原 嘉 一	東御市加沢1040番地

重任

氏名	住所
片 十 郎	東御市滋野乙4636番地 5
若林 信 吾	東御市滋野乙2679番地
関 和 茂	東御市滋野乙1935番地 1
船田 信	東御市祢津1735番地 5
馬場 崇	東御市常田684番地
別府 俊 勇	東御市県510番地 3
永井 忠	東御市和8500番地

退任

氏名	住所
花岡 利 夫	東御市田中179番地 1
柳 沢 昭	東御市新張1151番地
小林 俊 和	東御市新張679番地 1
花岡 尚	東御市滋野乙3876番地 1
唐澤 良 忠	東御市滋野乙3094番地
青木 武 人	東御市滋野乙649番地 1
堀口 清 徳	東御市祢津1727番地
船田 寛	東御市祢津2318番地
船田 幸 正	東御市祢津2925番地 1
小林 今朝義	東御市鞍掛1165番地
佐藤 文 男	東御市新屋70番地
池田 一 男	東御市加沢629番地 4

監事

新任

氏名	住所
土屋 清 治	東御市新屋92番地
市川 賢 二	東御市滋野乙1115番地
金井 袈裟男	東御市田中290番地 1

退任

氏名	住所
竹内 春 彦	東御市海善寺439番地
荻原 嘉 一	東御市加沢1040番地

関 紀代人 東御市滋野乙1947番地

農地整備課

農地整備課

公告

茅野市湖東笹原土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年6月18日

長野県諏訪地方事務所長 池田 秀政

理事

新任

氏名	住所
吉江 秀明	茅野市湖東1177番地
清水 強治	茅野市湖東1064番地
堀内 忠	茅野市湖東1304番地1

重任

氏名	住所
両角 一男	茅野市湖東1189番地
中島 剛司	茅野市湖東1127番地
清水 幾市	茅野市湖東1191番地

退任

氏名	住所
両角 千文	茅野市湖東1070番地
清水 吉次	茅野市湖東1080番地
関 誠	茅野市湖東1007番地

監事

新任

氏名	住所
関 誠	茅野市湖東1007番地

重任

氏名	住所
堀内 昭五	茅野市湖東1279番地

退任

氏名	住所
清水 強治	茅野市湖東1064番地

農地整備課

公告

伊那市による清水端地区第1換地区の土地改良事業の施行に伴う換地計画認可申請は、審査した結果適当であると決定しましたので、次のように縦覧に供します。

平成24年6月18日

長野県上伊那地方事務所長 青木 一男

1 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

2 縦覧の期間

平成24年6月19日から平成24年7月17日まで

3 縦覧の場所

伊那市役所

公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成24年6月18日

長野県警察本部長 佐々木 真郎

- 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量
車両用信号灯器 1,060灯
歩行者用信号灯器 932灯
車両用矢印灯器 226灯
- 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名称 長野県警察本部警務部会計課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 落札者を決定した日
平成24年6月6日
- 落札者の名称及び所在地
(1) 名称 信号電材株式会社 東京営業所
(2) 所在地 東京都新宿区新小川町9-27
- 落札金額
68,580,000円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 入札公告を行った日
平成24年4月26日

会計課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成24年6月18日

長野県上田養護学校長 白田 哲文

- 入札の目的
建設工事の請負契約
- 工事名
上田養護学校高等部棟便所改修工事
- 工事箇所名
長野県上田養護学校
- 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
(2) 管工事について長野県建設工事入札参加資格を有する者のうち、次に掲げる要件を全て満たしている者であること。
ア 資格総合点数が706点以上であること。
イ 建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月18日付け22建政技第337号)に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
ウ 上小地方事務所管内に本店又は支店若しくは営業所を有していること。

(3) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

5 工期

契約締結の日から70日間

6 支払条件

(1) 前金払

原則として、1件の契約金額が100万円以上の工事等について、契約金額の4割の範囲内で前金払をします。

(2) 部分払

原則として、1件の契約金額が50万円以上の工事等について、規則の規定による回数範囲内で部分払をします。

7 関係図書等の縦覧期間及び場所等

建設工事請負契約書(案)、設計図書及び入札心得を、平成24年6月18日(月)から平成24年7月4日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで次の場所において縦覧に供します。

上田市岩下462-1

長野県上田養護学校

電話 0268(35)2580

8 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成24年7月5日(木) 午前11時

イ 場所 長野県上田養護学校 第一会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、上記4に掲げる資格を有することを証する書類に経営事項審査結果通知書を添付して、平成24年6月29日(金)午後5時までに上記7の場所に提出し、確認を受けてください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 低入札価格調査制度の適用

低入札価格調査制度事務処理要領(平成13年5月8日付け13監技第47号)第2に規定する低入札価格調査制度の対象工事とし、同要領第3に規定する低入札価格調査基準価格の算定を適用します。

(6) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(8) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(9) 契約書作成の要否

必要とします。

(10) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

9 その他

詳細は、入札心得によります。

特別支援教育課